

健康保険組合による調剤報酬の直接審査支払に伴う審査に関する意見の提出等に係る実施要綱

1 目的

健康保険組合における調剤報酬の直接審査支払に関する事務の取扱いについては、平成19年1月10日付け厚生労働省保険局長通知「健康保険組合における調剤報酬の審査及び支払に関する事務の取扱いについて」に基づき実施することとされている。

これを受け、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）第15条第1項第6号に規定する業務として、健康保険組合からの求めに応じ健康保険組合が突合を行った調剤報酬請求書に係る審査に関し、適正な審査に関する意見を提出する等の業務を実施することにより、健康保険組合における調剤報酬の直接審査支払事務の円滑な実施に資することを目的として本要綱を定める。

2 実施主体

この業務の実施主体は、支払基金とする。

3 業務内容

- (1) 健康保険法第63条第3項第1号に掲げる保険薬局のうち特定の保険薬局（以下「対象薬局」という。）との合意により自ら調剤報酬請求書の審査及び支払の事務を行う健康保険組合（以下「対象健保組合」という。）の求めに応じ、対象健保組合が突合を行った対象薬局の調剤報酬請求書に係る審査に関し、適正な審査に関する意見を対象健保組合に提出する業務
- (2) 前記(1)により支払基金から適正な審査に関する意見を受けた対象健保組合が、対象薬局に対して処方せんを発行した保険医療機関（以下「対象医療機関」という。）からの異議を受けた場合に、当該対象健保組合の求めに応じ、再度、審査に関する意見を対象健保組合に提出する業務
- (3) 対象健保組合が前記(1)又は(2)による適正な審査に関する意見を受けた場合において、対象医療機関の同意を得た上で委託された対象健保組合が当該対象医療機関に対して有する査定分請求権（当該対象医療機関と合意したものに限る。）の決済処理
- (4) 前記(1)から(3)に附帯する業務

4 実施時期

平成20年10月1日